

(2) 市町村の変遷

平成10年4月1日現在

村
の
変
遷

市町村	合併編入事項	合併編入年月日	市町村	合併編入事項	合併編入年月日	
静岡市	安倍郡 豊田村を編入	昭3.10.1	富士宮市	富士郡 大宮町及び富丘村を合併し富士宮市を新設	昭17.6.1	
	“ 安東村及び大里村を編入	“ 4.3.1		“ 富士根村を合併	“ 30.4.1	
	“ 賤機村を編入	“ 7.4.1		“ 北上村、上野村、上井出村及び白糸村を編入	“ 33.4.1	
	“ 千代田村、大谷村、久能村、長田村及び麻機村を編入	“ 9.10.1				
	庵原郡 西奈村を編入	“ 23.4.10		伊東市	田方郡 伊東町及び小室村を合併し伊東市を新設	“ 22.8.10
	安倍郡 美和村、服織村、中薬科村及び南薬科村を編入	“ 30.6.1			“ 宇佐美村、対馬村を編入	“ 30.4.1
	清水市 大字中吉田、平沢、谷田の一部及び中之郷の一部を編入	“ 33.4.1		島田市	志太郡 島田町を島田市とする	“ 23.1.1
	安倍郡 大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村を編入	“ 44.1.1			“ 六合村、大津村、大長村及び伊久身村（境界変更後の区域）を編入	“ 30.1.1
浜松市	浜名郡 浜名町を浜松市とする	明44.7.1	磐田市	榛原郡 下川根村大字笹間下のうち字大森西向及び大平の区域を編入	“ 30.4.1	
	“ 天神町村を編入	大10.4.1		“ 初倉村を編入	“ 36.6.1	
	“ 曳馬町（曳馬村を曳馬町に昭9.2.11）及び富塚村を編入	昭11.2.11		磐田郡 見付町、中泉町（同郡梅原村、中泉村合併昭4.3.1）西目村及び天竜村を合併し磐田町を新設	“ 15.11.1	
	“ 白脇村及び蒲村を編入	“ 14.7.1		“ 磐田町を磐田市とする	“ 23.4.1	
	“ 五島村、新津村及び河輪村を編入	“ 26.3.23		“ 大藤村、向笠村、御厨村及び南御厨村（境界変更後の区域）を編入	“ 30.1.1	
	“ 和田村、長上村、笠井町（同郡笠井町、豊西村合併昭26.4.1）及び中ノ町村を編入	“ 29.3.31	“ 長野村を編入	“ 30.4.1		
	“ 芳川村、飯田村、吉野村及び三方原村を編入	“ 29.7.1	“ 岩田村を編入	“ 31.1.1		
	引佐郡 都田村、浜名郡神久呂村を編入	“ 30.3.31	“ 田原村（境界変更後の区域）を編入	“ 31.9.1		
	浜名郡 湖東村大字東大山及び佐浜の一部並びに入野村を編入	“ 32.3.31	“ 於保村大字浜部、下大之郷及び大原の一部を編入	“ 32.9.1		
	“ 積志村を編入	“ 32.10.1	袋井市 大字大谷字西原の区域を編入	“ 36.6.1		
	“ 湖東村を編入	“ 35.10.1				
	“ 篠原村を編入	“ 36.6.20	焼津市	志太郡 焼津村を焼津町とする	明34.6.28	
	“ 庄内村を編入	“ 40.7.1		“ 焼津町を焼津市とする	昭26.3.1	
	“ 可美村を編入	平3.5.1		“ 豊田村を編入	“ 28.11.1	
	沼津市	駿東郡 沼津町及び楊原村を廃し沼津市を新設	大12.7.1	藤枝市 大字大覚寺上及び下を編入	“ 29.3.31	
“ 片浜村、金岡村、大岡村及び静浦村を編入		昭19.4.1	志太郡 小川村、東益津村、大富村及び和田村を編入	“ 30.1.1		
“ 愛鷹村（同郡鷹根村を愛鷹村に改称昭10.8.1）大平村、田方郡内浦村、西浦村を編入		“ 30.4.1	“ 広幡村大村越後島を編入	“ 32.4.1		
“ 原町を編入		“ 43.4.1				
清水市	安倍郡 入江町（庵原郡江尻町、入江町合併大13.1.31）、清水町、不二見村及び三保村を合併し清水市を新設	大13.2.11	富士市	富士郡 加島村を富士町とする	“ 4.8.1	
	庵原郡 飯田村を編入	昭29.2.11		“ 富士町、田子浦村及び岩松村を合併し富士市を新設	“ 29.3.31	
	“ 高部村を編入	“ 29.4.1	吉原市（合併吉原市昭30.2.11）富士郡鷹岡町、富士市を合併し富士市を新設	“ 41.11.1		
	安倍郡 有度村を編入	“ 30.4.1				
	庵原郡 興津町、小島村、両河内村、庵原村及び袖師町を編入	“ 36.6.29	掛川市	小笠郡 大池村を掛川町に編入	大14.8.20	
熱海市	田方郡 熱海町及び多賀村を廃し熱海市を新設	“ 12.4.10		“ 南郷村を掛川町に編入	昭18.4.1	
	“ 網代町（同郡網代村を網代町に改称大13.6.1）を編入	“ 32.4.1		“ 上内田村を掛川町に編入	“ 25.10.10	
				“ 掛川町、西山口村、粟本村及び西南郷村を合併し掛川町を設置	“ 26.4.1	
三島市	田方郡 北上村を三島町に編入	“ 10.4.1		“ 曾我村及び東山口村を編入し掛川市を新設	“ 29.3.31	
	“ 三島町及び錦田村を合併し三島市を新設	“ 16.4.29		“ 白坂村、東山村を編入	“ 30.4.1	
	“ 中郷村を編入	“ 29.3.31	“ 北小笠村（同郡桜木村）（和田岡村合併新設昭29.3.31）、原田村、原谷村を編入	“ 32.3.31		
			“ 三笠村大字萩間、居尻、黒保、炭焼を編入	“ 32.3.31		
			榛原郡 金谷町大字佐夜鹿字行田の一部の区域を編入	“ 32.8.1		
			小笠郡 三笠村を編入	“ 35.10.1		

注) 明治22年の市制・町村制施行時を基準として、それ以降の合併について記載。 資料 市町村課

(2) 市 町 村 の

市町村	合併編入事項	合併編入年月日	市町村	合併編入事項	合併編入年月日
藤 枝 市	志太郡 藤枝町及び西益津村を合併し藤枝町を設置	昭29. 1. 1	河 津 町	賀茂郡 上河津村、下河津村を合併し河津町を新設	昭33. 9. 1
	“ 藤枝町、青島町(同郡青島村を青島町に大11.1.1) 葉梨村、高洲村、大洲村及び稲葉村を合併し藤枝市を新設	“ 29. 3.31	南伊豆町	“ 南中村、南上村、三坂村、三浜村、竹麻村及び南崎村を合併し南伊豆町を新設	“ 30. 7.31
	“ 瀬戸谷村を編入	“ 30. 2.25	松 崎 町	“ 松崎村を松崎町とする	明34. 3.15
	“ 広幡村(境界変更後の区域)を編入	“ 32. 4. 1		“ 中川村を編入	昭30. 3.31
御 殿 場 市	駿東郡 御厨町を御殿場町とする	大 3. 8. 1		“ 岩科村を編入	“ 31. 6. 1
	“ 御飯場町、富士岡村、原里村、玉穂村及び印野村を合併し御殿場市を新設	昭30. 2.11	西伊豆町	“ 仁科村及び田子村を合併し西伊豆町を新設	“ 31. 3.31
	“ 高根村を編入	“ 31. 1. 1	賀 茂 村	“ 宇久須村及び安良里村を合併し賀茂村を新設	“ 31. 9.30
	“ 小山町大字古沢の区域を編入	“ 32. 9. 1			
袋 井 市	磐田郡 山名町を袋井町とする	明42. 1. 1	田 方 郡		
	“ 笠西村を袋井町に編入	昭 3.12.15	伊豆長岡町	田方郡 川西村を伊豆長岡町とする	“ 9.11. 3
	“ 袋井町及び周智郡久努西村を合併し袋井町を設置	“ 23. 9. 1		“ 江間村を編入	“ 29. 3.31
	“ 久努村を袋井町に編入	“ 27.10.10	修善寺町	“ 修善寺村を修善寺町とする	大13. 8.31
	“ 今井村を袋井町に編入	“ 29.11. 3		“ 下狩野村を編入	昭31. 9.31
	“ 三川村を袋井町に編入	“ 30. 3.31		“ 北狩野村宇牧之郷、柏久保年川の--部、大野の一部を編入	“ 34. 4.10
	“ 田原村大字新池松袋井及び彦島(役場所在地を除く)の区域を袋井町に編入	“ 31. 9. 1	土 肥 町	“ 土肥村を土肥町とする	“ 13. 4. 1
	小笠郡 笠原村(境界変更後の区域)を袋井町に編入	“ 31. 9.90		“ 西豆村を編入	“ 31. 9.30
	磐田郡 袋井町を袋井市とする	“ 33.11. 3	函 南 町	“ 函南村を函南町とする	“ 38. 4. 1
周智郡 山梨町(宇刈村を編入昭30.3.31)を袋井市に編入	“ 38. 1. 1	韭 山 町	“ 韭山村を韭山町とする	“ 37. 4. 1	
天 竜 市	磐田郡 熊村、上阿多古村、下阿多古村、二俣町、光明村及び竜川村を合併し二俣町を新設	“ 31. 9.30	大 仁 町	“ 田中村を大仁町とする	“ 15.12.10
	“ 二俣町を天竜市とする	“ 33.11. 3		“ 北狩野村大字下畑、田原野、浮橋、大野の一部を編入	“ 34. 4.10
浜 北 市	浜名郡 竜池村を北浜村に編入	“ 26. 4. 1	天城湯ヶ島町	“ 中狩野村及び上狩野村を合併し天城湯ヶ島町を新設	“ 35.11. 1
	“ 北浜村、浜名町(同郡小野口村を浜名町とする昭26.11.3) 中瀬村、赤佐村及び引佐郡鹿玉村を合併し浜北町を新設	“ 31. 4. 1	中伊豆町	“ 上大見村、中大見村、下大見村を合併し中伊豆町を新設	“ 33. 1. 1
	“ 浜北町を浜北市にする	“ 38. 7. 1	駿 東 郡		
下 田 市	賀茂郡 下田町、稲生沢村、稲梓村、浜崎村、朝日村及び白浜村を合併し下田町を新設	“ 30. 3.31	清 水 町	駿東郡 潜水村を清水町とする	“ 38.11. 3
	“ 下田町を下田市とする	“ 46. 1. 1	長 泉 町	“ 長泉村を長泉町とする	“ 35. 4. 1
裾 野 市	駿東郡 小泉村、泉村を合併し裾野町を新設	“ 27. 4. 1	小 山 町	“ 六合村及び菅沼村を合併し小山町を新設	大元. 8. 1
	“ 深良村を編入	“ 31. 9.30		“ 足柄村を編入	昭30. 4. 1
	“ 富岡村及び須山村を編入	“ 32. 9. 1		“ 北郷村を編入	“ 31. 8. 1
	“ 裾野町を裾野市とする	“ 46. 1. 1		“ 須走村を編入	“ 31. 9.30
湖 西 市	浜名郡 白須賀町、鷺津町(同郡吉津村を鷺津町とする昭4.4.1) 新所村、入出村及び知波田村を合併し湖西市を新設	“ 30. 4. 1	富 士 郡		
	“ 湖西市を湖西市とする	“ 47. 1. 1	芝 川 町	富士郡 芝富村及び庵原郡内房村を合併し富士郡富原村を新設	“ 31. 9.30
賀 茂 郡 東伊豆町	賀茂郡 稲取村を稲取町とする	大 9.12. 1		“ 富原村及び袖野村を合併し芝川町を新設	“ 32. 3.31
	“ 城東村及び稲取村を合併し東伊豆町を新設	昭34. 5. 3	庵 原 郡		
			富 士 川 町	庵原郡 富士川村を富士川町とする	明34. 1.25
			“ 松野村を編入	昭32. 4. 1	
			志 太 郡		
			岡 部 町	志太郡 岡部町及び朝比奈村を合併し岡部町を新設	“ 30. 3.31

注) 戸田村・蒲原町・由比町は、明治22年以前の合併のため除く。 資料 市町村課

変遷(つづき)

平成10年4月1日現在

市町村	合併編入事項	合併編入年月日	市町村	合併編入事項	合併編入年月日
大井川町	志太郡 吉永村、相川村及び静浜村を合併し大井川町を新設	昭30. 3.31	周智郡 森町	周智郡 天方村、森町、一宮村、園田村及び飯田村を合併し森町とする	昭30 4. 1
榛原郡 御前崎町	榛原郡 御前崎村及び白羽村を合併し御前崎町を新設	〃 30. 3.31	小笠郡 原泉村	小笠郡 原泉村大字炭焼の一部を編入	〃 31. 9.30
相良町	〃 菅山村を編入	〃 26. 4. 1	周智郡 三倉村	周智郡 三倉村を編入	〃 31. 9.30
〃	〃 萩間村及び地頭方村を編入	〃 30. 4. 1	春野町	〃 大居町(同郡大居村を大居町とする昭和3.11.15)及び熊切村を合併し春野町を新設	〃 31. 9.30
榛原町	〃 川崎町、勝間田村、坂部村を合併し榛原町を新設	〃 30. 3.28	〃	〃 気多村を編入	〃 32 8. 1
〃	〃 相良町大字白井のうち追廻及び大久保原(いずれも通称)の区域を編入	〃 30.11. 1	磐田郡 浅羽町	磐田郡 幸浦村、東浅羽村、西浅羽村及び上浅羽村を合併し浅羽村を新設	〃 30. 3.31
吉田町	〃 吉田村を吉田町とする	〃 24. 7. 1	〃	〃 浅羽村を浅羽町とする	〃 31.10. 1
金谷町	〃 榛原町大字切山の一部及び大字牧之原の一部を編入	〃 31.11. 1	福田町	〃 福島村を福田町とする	大15.10.31
〃	〃 初倉村湯日及び牧之原の一部を編入	〃 32. 4. 1	〃	〃 南御厨村大字南島、小島及び蛙池の区域を編入	昭30. 1. 1
掛川市	大字佐夜鹿の一部の区域を編入	〃 32. 8. 1	〃	〃 豊浜村を編入	〃 30. 3.31
榛原郡	五和村を編入	〃 32.10. 1	〃	〃 於保村(境界変更後の区域)を編入	〃 32. 9. 1
川根町	志太郡 伊久身村大字笹間渡及び大字身成のうち字堀之内北、一色、原、八坂、度島、久奈平を下川根村に編入	〃 30. 1. 1	竜洋町	〃 掛塚町(掛塚村を掛塚町に明29.6.29) 袖浦村及び十束村を合併し竜洋町を新設	〃 30. 4. 1
〃	〃 笹間村を下川根村に編入	〃 30. 2.26	豊田町	〃 富岡村及び井通村を合併し豊田村を新設	〃 30. 3.31
榛原郡	下川根村を川根町とする	〃 30. 4. 1	〃	〃 池田村及び竜洋町大字上本郷下本郷、赤池及び仁兵衛新田を編入	〃 30. 4.15
中川根町	志太郡 徳山村を榛原郡中川根村に編入	〃 31. 9.30	〃	〃 豊田村を豊田町とする	〃 48. 1. 1
榛原郡	本川根町大字藤川の一部を編入	〃 32. 3.31	豊岡村	〃 広瀬村、野部村及び敷地村を合併し豊岡村を新設	〃 30. 4. 1
〃	〃 中川根村を中川根町とする	〃 37. 4. 1	龍山村	〃 竜川村大字大嶺、戸倉、山香村大字瀬尻、下平山を分割し龍山村を新設	明34.11. 1
本川根町	〃 上川根村、志太郡東川根村を合併し本川根町を新設	〃 31. 9.30	佐久間町	〃 浦川町(浦川村を浦川町とする昭11.11.3) 佐久間村、山香村及び城西村(周智郡より磐田郡に昭26.7.1)を合併し佐久間町を新設	昭31. 9.30
小笠郡 大須賀町	小笠郡 大須賀村を横須賀町とする	大 3. 5. 1	水窪町	周智郡 奥山村を水窪町とする	大14. 5.10
〃	〃 横須賀町及び大洲村を合併し大須賀町を新設	昭31. 6. 1	〃	〃 水窪町を磐田郡に編入	昭26. 7. 1
〃	〃 笠原村大字山崎の一部を編入	〃 31. 9.30	浜名郡 新居町	浜名郡 中之郷村を編入	明38. 3.31
磐田郡	袋井町大字山崎の一部を編入	〃 32. 3.31	雄踏町	〃 雄踏村を雄踏町とする	〃 14. 2.11
浜岡町	小笠郡 池新田町(同郡池新田村を池新田町に昭15.11.11) 比木村、朝比奈村、新野村及び佐倉村を合併し浜岡町を新設	〃 30. 3.31	引佐郡 細江町	引佐郡 気賀町及び中川村を合併し細江町を新設	昭30. 4. 1
小笠町	〃 小笠村(同郡川野村、相草村合併昭15.11.1) 南山村及び平田村を合併し小笠町を新設	〃 29. 3.31	引佐町	〃 金指町及び井伊谷村を合併し引佐町を新設	〃 28. 4. 1
〃	〃 城東村通称大石部落を編入	〃 32. 9. 1	〃	〃 奥山村、伊平村、鎮玉村を編入	〃 30. 5 1
菊川町	〃 城之内町(同郡西方村を堀之内町に大12.1.1) 六郷村、横地村、加茂村及び内田村(同郡中内田村、下内田村を昭17.6.1)を合併し菊川町を新設	〃 29. 1. 1	三ヶ日町	〃 西浜名村を三ヶ日町とする	大11. 5. 1
〃	〃 河城町を編入	〃 30. 3. 1	〃	〃 東浜名村を編入	昭30. 3.31
〃	〃 小笠町通称棚草原部落を編入	〃 32.10. 1			
大東町	〃 城東村(小笠郡土方村、佐東村合併昭30.1.1、中村を城東村に編入昭31.9.30) 大浜町(小笠郡大坂村、千浜村合併昭31.8.1)を合併し大東町を新設	〃 48. 4. 1			

注) 舞阪町は、明治22年以前の合併のため除く。 資料 市町村課